

秘密保持契約

株式会社 Fivot（以下「弊社」という）は、弊社が登録希望者の登録を承認し Flex Capital の利用者となった者（以下「ユーザー」という）より開示される秘密情報の取扱いに関して、次の通り誓約し、この秘密保持契約書（以下「本契約」という）をユーザーに差し入れる。

第1条（契約の目的）

本契約は、弊社が融資の検討（以下「本件検討」という）を行うに際して、ユーザーより開示される秘密情報の取扱いを定めることを目的とする。

第2条（秘密情報の定義）

本契約にいう秘密情報とは、本件検討に関連してユーザーから弊社に開示される技術上または営業上の有用な情報（これらに限定されるものではないが、価格、コスト、アイデア、コンセプト等を含む）であって、次の各号の一に該当するものをいう。

- （1）秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報
- （2）秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報

第3条（秘密保持）

1. 弊社は、本件検討を行う上で、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員、従業員（以下「従業員等」という）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものとする。また、従業員等に対し本契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものとする。
2. 弊社は、本件検討（本件検討の対象である融資または弊社が譲渡を受ける債権について第三者をして保証させることの検討を含む。）のためにのみ秘密情報を使用し、他のいかなる目的のためにも秘密情報を使用しないものとする。
3. 弊社は、本条の秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。
4. 弊社は、従業員等が退職後も、本契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を従業員等に遵守させるものとする。

第4条（第三者への情報開示）

1. 前条の規定にかかわらず、弊社は、ユーザーの事前の書面による承諾を得た場合、第三者に対して、必要な範囲に限り秘密情報を開示することができる。ただし、弊社は、当該第三者に対し、本契約に基づき弊社が負担する義務と同様の義務を負担させ、当該義務の違反があったときは弊社の違反とみなし、ユーザーに対して責任

を負担する。

2. 前条の規定にかかわらず、弊社は、本件目的のために必要な範囲に限って、1. 自己の子会社の役員及び従業員、2. 弁護士、公認会計士又は税理士等、3. ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント等、4. 本件検討の対象である融資または弊社が譲渡を受ける債権について保証を行い又は行おうとする者に対して、秘密情報を開示することができる。なお、弊社は、当該開示先に対し、本契約に基づき負担する義務と同様の義務を負担させ、当該義務の違反があったときは弊社の違反とみなし、ユーザーに対して責任を負担する。

第5条（適用除外）

1. 第3条の規定は、次の各号の一に該当する情報については適用しないものとする。
 - (1) 情報を受領する前に、既に公知となっていた情報
 - (2) 情報を受領する前に、弊社が既に知っていた情報
 - (3) 情報を受領した後に、弊社の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 弊社が独自に開発した情報
2. 第3条の規定にかかわらず、行政機関または裁判所からの要請を受けた場合または法令により開示が義務付けられた場合であって、適法かつ合理的な方法によって当該要請または義務を拒絶することができない場合には、弊社は当該要請または義務に応じて秘密情報を開示することができる。

第6条（知的財産権）

1. 弊社は、秘密情報等の開示は、相手方に対して発明、考案、創作、標章、ノウハウ等の実施権若しくは使用权、または著作物等の利用権の譲渡または許諾を定めるものではないことを確認する。
2. 弊社は、秘密情報を修正、改変、逆コンパイル、逆アッセンブルその他解析してはならず、また、譲渡、移転その他の処分を行ってはならない。
3. 弊社は、秘密情報の全部または一部を利用し、または改良若しくは改変し、発明、考案、創作または著作を含む新たな技術的成果をなした場合、これに関する知的財産権の出願、登録等をしてはならない。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社は、自ら、その子会社、関連会社若しくは関係者等が、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し確約するものとする。
 - (ア) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者
 - (イ) 暴力団の準構成員（暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持もしくは運営に協力、

もしくは関与する者をいう。以下同じ)

(ウ)暴力団の関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど、暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう)の従業員

(エ)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます)

(オ)社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいう)

(カ)特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう)

(キ)以下に該当する者

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑥ その他前各号に準ずる者

2. 弊社は、自ら、その子会社、関連会社若しくは関係者等が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(ア)暴力的な要求行為

(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(オ)その他前各号に準ずる行為

第8条(違反)

弊社が本契約に違反したこと、又は前条第1項若しくは第2項の表明及び確約に反したことにより相手方に損害が生じた場合、弊社は相手方に対し損害を賠償するものとする。

第9条（有効期間及び再契約の締結）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。
2. 前項により本契約が期間満了となった場合であっても、第3条、第4条、第5条、本条、第10条および第11条の規定は本契約終了後も有効に存続する。ただし、第3条、第4条、第5条の規定の効力は、本契約終了時点から1年間に限り有効とする。
3. 第1項の有効期間満了後、ユーザーが、弊社に対し、弊社が指定する方法で新たな融資の検討のための資料を提出した場合には、弊社とユーザーの間で、新たに本契約と同一の内容で秘密保持契約が締結されるものとする。
4. 前項の弊社が指定する方法とは、[弊社サービスの専用画面を通して資料提出の手続きを行った場合]をいう。

第10条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第11条（合意管轄）

本契約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)